令和７年度第１回茨城県総合計画審議会次第

日時：2025 年 8 月 7 日（木）14 時 30 分～
場所：茨城県庁舎 5 階　庁議室

1　開会

2　知事あいさつ

3　委員紹介

4　茨城県総合計画審議会会長、副会長の選任

5　会長、副会長あいさつ

6　議事

（１）第２次総合計画の更なる推進について（茨城県の最近の動き・主な取組）
（２）県総合計画の進捗状況について
　①　第３部「基本計画」の政策・施策に係る進捗状況について
　②　第４部「『挑戦する県庁』への変革」に係る進捗状況について
（３）第２次総合計画における数値目標の見直しについて
（４）その他
　①　地方創生効果検証部会について
　②　いばらき幸福度指標について

7　閉会

配付資料一覧

【次第、席次表、委員名簿、条例】
【資料１】茨城県の最近の動き・主な取組について
【資料２】県総合計画（第３部）政策・施策に係る進捗状況について
【資料３】県総合計画（第４部）「『挑戦する県庁』への変革」に係る進捗状況について
【資料４】第２次総合計画における数値目標の見直しについて
【資料５】地方創生効果検証部会設置要綱
【参考資料】「いばらき幸福度指標」について

日時：2025.8.7 14:30-　場所：庁議室

令和７年度　第１回茨城県総合計画審議会　席次表

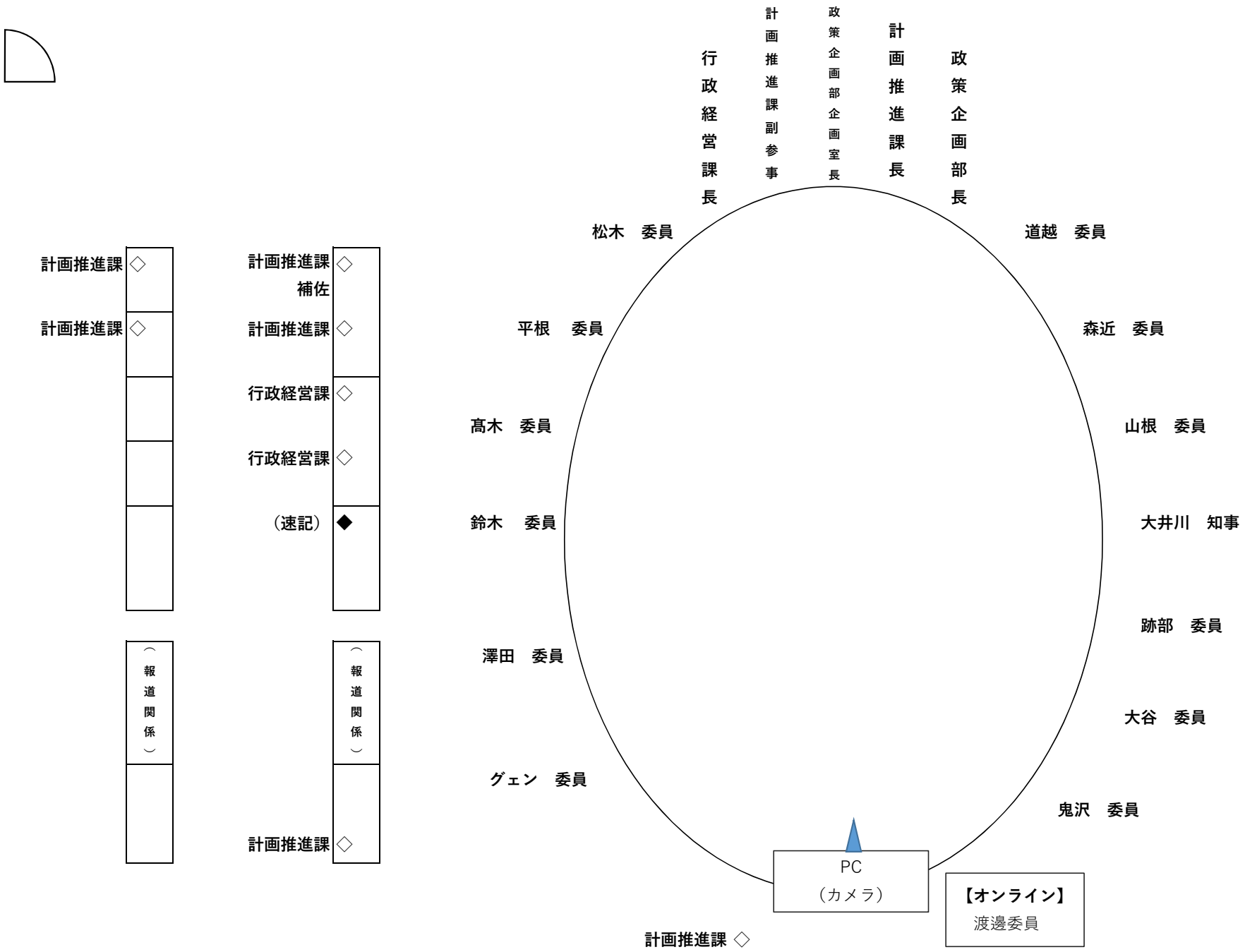

茨城県総合計画審議会委員名簿

委員：16名　任期：２年間（2025.4.1～2027.3.31）

No.	氏名	所属等	出欠
1	アトベ　ユウミ 跡部　悠未	東京農工大学ディープテック産業開発機構　准教授	○
2	アメミヤ　マモル 雨宮　護	筑波大学システム情報系　准教授	欠席
3	オオタニ　モトミチ 大谷　基道	獨協大学法学部　教授	○
4	オニザワ　ユカ 鬼沢　由香	OZ BERRY FARM（鬼沢いちご園）	○
5	グェン　ホン　ソン NGUYEN HONG SON	在日ベトナム人協会連合会　会長 茨城県ベトナム人協会　会長	○
6	サワダ　ヒロコ 澤田　浩子	筑波大学人文社会系　准教授	○
7	シバヌマ　ヒデアツ 柴沼　秀篤	㈱柴沼醤油インターナショナル　代表取締役社長	欠席
8	スズキ　ケンジ 鈴木　健嗣	筑波大学システム情報系　系長／教授 筑波大学サイバニクス研究センター　副センター長	○
9	タカキ　マヤコ 髙木　真矢子	合同会社JOYNS　代表社員	○
10	ヒラタ　テルミツ 平田　輝満	茨城大学学術研究院応用理工学野　教授	欠席
11	ヒラネ　サキ 平根　沙貴	㈱常陽銀行コンサルティング営業部 調査役	○
12	マツキ　トオル 松木　徹	㈱エムテック　代表取締役	○
13	ミチゴエ　マユコ 道越　万由子	㈱BEYOND　代表取締役	○
14	モリチカ　エリコ 森近　恵梨子	キーステーション　マネージャー	○
15	ヤマネ　マサヒロ 山根　将大	㈱アドバンフォース　代表取締役	○
16	ワタナベ　タエコ 渡邊　多永子	筑波大学医学医療系　特任准教授 ヘルスサービス開発研究センター 副センター長	オ

（五十音順、敬称略）

会場出席　12名

オンライン出席　1名

欠席　3名

○茨城県総合計画審議会条例

平成６年３月30日
茨城県条例第４号

茨城県総合計画審議会条例を公布する。

茨城県総合計画審議会条例

(設置)

第１条　県の総合計画について調査審議するため，茨城県総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第２条　審議会は，知事の諮問に応じ，県の総合計画について調査審議し，その結果について，知事に答申するものとする。

２　審議会は，前項のほか，知事の諮問に応じ，国土総合開発法(昭和25年法律第205号)第７条の２の規定に基づく県の総合開発計画について調査審議し，その結果について，知事に答申するものとする。

３　審議会は，必要があると認めるときは，前２項に規定する県の総合計画等に関し，知事に建議することができる。

(組織)

第３条　審議会は，次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員50人以内で組織する。

(1)　県議会の議員

(2)　市町村の長

(3)　市町村の議会の議長

(4)　学識経験を有する者

２　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第４条　審議会に，会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は，委員の互選によって定める。

３　会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

４　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第５条　審議会の会議(以下「会議」という。)は，会長が招集する。ただし，委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は，知事が招集する。

２　会長は，会議の議長となる。

３　会議は，委員の半数以上が出席しなければ，開くことができない。

４　会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

(部会)

第６条　審議会に，特定の事項の調査審議のため，必要に応じ，部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は，会長が指名する。

３　部会に，専門の事項を調査させるため，専門委員を置くことができる。

４　専門委員は，知事が委嘱する。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第７条　審議会は，必要があると認めるときは，委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(幹事)

第８条　審議会に，幹事若干人を置く。

２　幹事は，県の職員のうちから知事が任命する。

３　幹事は，審議会の調査審議する事項について，委員を補佐する。

(委任)

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は，知事が別に定める。

付　則

１　この条例は，平成６年４月１日から施行する。

２　茨城県総合開発審議会条例(昭和25年茨城県条例第42号)は，廃止する。